

添付資料

区分	添付書類		留意点	非農地証明 各1部	所定申請用紙
申請者適格確認書類	住民票の一部の写し		登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合、発行日後3ヶ月以内のものであること。	△	養父市役所
	法人の場合	法人の登記事項証明書	発行日後3ヶ月以内のものであること。		法 務 局
		定款又は寄附行為の写し	要、原本証明。		
		会則、役員名簿等	法人格のない団体の場合。		
申請土地及周边状況確認書類	土地の登記事項証明書 (全部事項証明に限る。)		発行日後3ヶ月以内のものであること。	○	法 務 局
	位 置 図				養父市役所
	見 取 図		申請地の位置の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること。 (半径300m程度)	○【様式1】	養父市役所
	字 限 図		法務局発行の字限図であること、あるいは、不動産登記情報(地図) 【注1】 里道(赤線)、水路(青線)で明確にすること。 隣接するすべて土地について、地番、地目、所有者、耕作者を記入。	○	法 務 局
	現況写真、始末書			○	
申請目的実現の確実性、計画面積確認書類	事業計画書		事業計画を具体的に記入すること。		
	事業計画図		1 以下について明示すること。 ①建築物(平面図、立面図、配置図) ②進入路 ③用排水施設 2 露天資材置場の場合は、何を何処に置くのかを明示すること。 3 露天駐車場の場合は、駐車区画を明示すること。		
	経費見積書		見積額が妥当であること。		
	資金証明 (残高証明書、融資証明書)		必要な資金を満たしていること。		金融機関
	同意書	区長証明書		○様式第3号	養父市役所
		隣接農地の所有者及び耕作者	転用しようとする農地等に隣接した農地等がある場合。		
		取水又は排水に係る水利権者	転用しようとする農地等に隣接した水利等がある場合。		
		土地改良区	申請地が土地改良区の地区内にある場合。		
	小作地でなくなったことを証する書面		申請地が賃貸借の目的となっている場合、次のいずれかの書面 ① 法20条第1項の規定による許可書 ② 同条第6項の規定による解約の申入れ等の通知書の写し		養父市役所
	農業振興地域に関する証明書		申請地が、 1 農振農用地区域外である場合は、その証明 2 農振農用地区域内である場合は、農振計画の達成に支障がない旨の市町長の意見書	○【様式7】	養父市役所
	農地賃貸借契約の解約合意書				養父市役所
	農業委員確認書		担当地区の農業委員の確認であること。	○【様式3】	養父市役所

※表中の養父市役所には、養父地域局、大屋地域局及び関宮地域局を含むものとする。

【注1】法務局発行の字限図、または、法務局備え付けの字限図を転写したものに閲覧場所、閲覧(転写)日及び閲覧者の住所、氏名を記載し押印したもの。あるいは、一般財団法人民事法務協会がインターネットで運営している「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報(地図)で印刷したものに、上記サービスの図面情報に相違ない旨、上記サービスから情報を入手した日付及び情報を入手した者の住所、氏名を押印したもの。